

行政書士は、 公的融資・補助金申請手続きの専門家です。

国の経済対策関連補助金のご案内

》創業

1. 創業や第二創業(事業承継)に関する補助金

》技術開発・新事業展開・販路拡大

1. ものづくりや新サービス、新商品開発、新生産方式導入に関する補助金
2. 特定ものづくり基盤技術(12分野)の向上に関する補助金
3. 小規模事業者の販路開拓支援に関する補助金
4. 中小企業・小規模事業者の海外展開に関する補助金
5. 異分野の事業者が連携し新たな事業分野の開拓を図るための補助金



》地域資源の活用

1. 地域資源を活用した新商品・新サービスの開発や販路開拓に関する補助金
2. 中小企業者と農林漁業者の連携による新事業の創出に関する補助金
3. 商店街等が民間企業やNPO法人等と連携して行う取組みに関する補助金



》省エネ設備等導入

1. 省エネ設備の導入・運用改善に関する補助金
2. 設備等の入替、製造プロセス改善等により省エネ・電力ピーク対策を行うための補助金
3. 工場、事業場、住宅、ビルにおけるエネルギー使用量削減に関する補助金
4. CO₂排出量削減に関する補助金

※各補助金は年度ごとの国の予算編成に伴い改定されます。
※上記の他にも都道府県、市町村等の補助金もあります。

●各補助金の公募案内や採択結果を確認するには

 経済産業省 中小企業庁ページ <http://www.chusho.meti.go.jp/>

 環境省ホームページ <http://www.env.go.jp/>

※このパンフレットで紹介している業務はごく一部です。業務の詳細やその他の支援策につきましては、各地の行政書士会または最寄りの行政書士へお気軽にお尋ねください。

日本行政書士会連合会

<https://www.gyosei.or.jp/>

〒105-0001

東京都港区虎ノ門 4-1-28 虎ノ門タワーズオフィス10F

TEL.03-6435-7330 FAX.03-6435-7331



日本行政書士会連合会公式キャラクター“ユキマサくん”

ものづくり業界の事業開発支援 こまや行政書士事務所

〒254-0046 神奈川県平塚市立野町13-7

電話:090-8434-3526 FAX番号:050-3385-5204

メール:y.ninomiya@komaya-law.com

HP:<https://komaya-law.com/>

製造業特化の行政書士



日本行政書士会連合会

行政書士は、 会社のライフステージに寄り添った 支援をいたします！



創業期から成長期、安定期を経て成熟期(承継期)、再生期に至るまで、それぞれの段階における支援策があります。



創業期

- 法人の設立
- 各種営業許可の取得
- 創業計画書の作成
- 資金調達(融資、補助金)
- 契約書整備

成長期・安定期

- 各種営業許可の変更・更新手続き
- 経営力向上計画、その他事業計画書の作成
- 資金調達(融資、補助金、新株発行、ファクタリング)
- 販路拡大・海外展開に関する支援
- 取引契約書作成、社内規程類の整備
- 企業成長のための合併・買収(M&A)等の支援
- 知的資産経営の導入支援
- 雇用管理
- 営業秘密・知的財産保護
- リスクヘッジ・事業継続計画(BCP)
- 異分野企業の連携支援

承継期

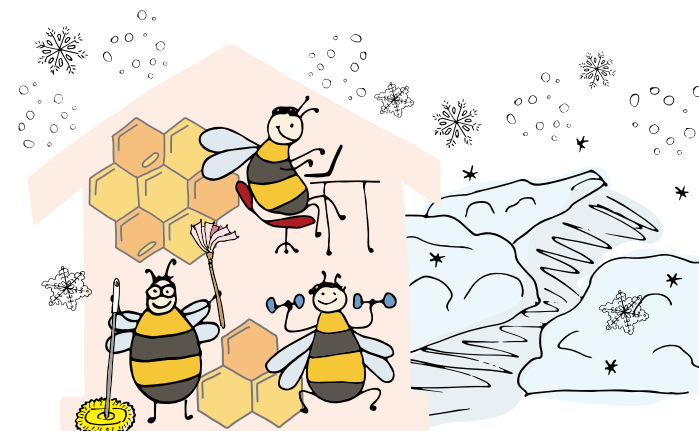
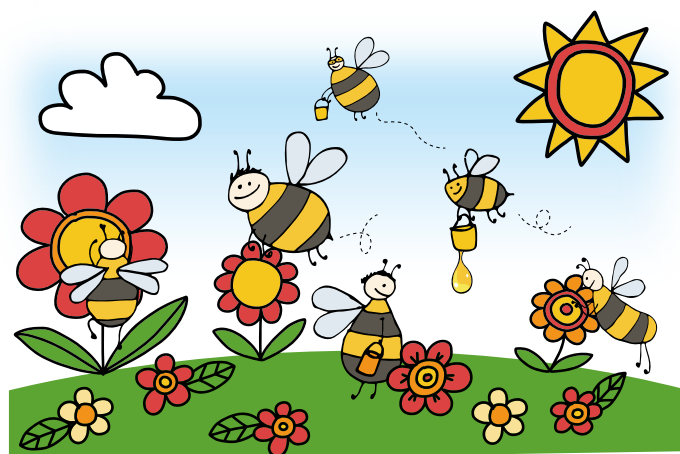
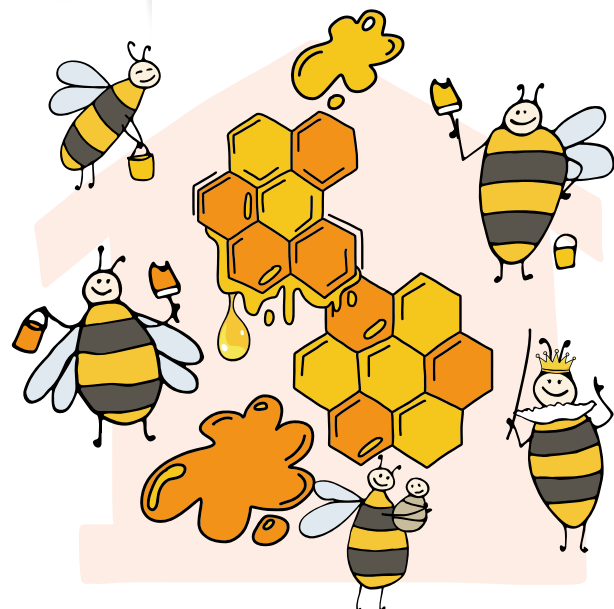
- 事業承継の支援
- 営業譲渡、会社分割、合併・買収(M&A)、経営統合(PMI)
- 株式買取による承継(MBO・EBO)
- 経営者の相続・遺言支援
- 株式信託による事業承継

成熟期

- 経営革新計画作成支援
- 知的資産経営の導入支援
- 資金調達(融資、補助金、新株発行、ファクタリング)
- ポートフォリオ管理としての合併・買収(M&A)等の支援
- 営業秘密・知的財産保護
- リスクヘッジ・事業継続計画(BCP)

再生期

- 事業再生計画・経営改善計画作成支援
- 知的資産経営の導入支援



行政書士は、中小企業経営者や小規模事業者の皆さまのお困りごとを解決するため、幅広い分野で丁寧なサポートを行います。

行政書士が業務で取り扱う分野は次の項目が挙げられます

- | | |
|---|---|
| <ul style="list-style-type: none"> ● 株式会社やNPO法人等の法人設立に関するもの ● 公的融資、補助金等の資金調達に関するもの ● 事業計画策定に関するもの ● 建設業(新規、更新、変更)及び経営事項審査に関するもの ● 産業廃棄物処分業、収集運搬業及び環境に関するもの ● 旅館業許可、住宅宿泊事業届出に関するもの ● 飲食店営業や風俗営業許可に関するもの | <ul style="list-style-type: none"> ● 契約書、内容証明に関するもの ● 在留資格(VISA)、帰化に関するもの ● 農地利用、土地転用に関するもの ● 知的財産や知的資産に関するもの ● 電子申請、電子調達に関するもの ● 行政処分等に対する不服申立て ● 遺言、相続に関するもの |
|---|---|

日本行政書士会連合会での取り組み

日本行政書士会連合会では、中小企業支援に関する調査研究や支援施策、手法の普及推進を目的としたシンポジウムを開催する等、中小企業経営者の皆さまに向けて情報発信や各種支援を展開しています。

- 2012年に株式会社日本政策金融公庫と覚書を締結
- 2013年から事業承継やライフステージに沿った支援手法をテーマとした「中小企業支援フォーラム」を開催
- 株式会社日本政策金融公庫が実施している「創業支援セミナー」、「中小企業経営セミナー」への協力
- 独立行政法人日本貿易振興機構(JETRO)と連携し、「新輸出大国コンソーシアム」の支援メニューの一つとして都道府県行政書士会を経由して届出済み行政書士を紹介する制度を創設



グリーンリカバリーの実現に向けた中小企業等のCO2削減比例型設備導入支援事業



環境省

【令和4年度要求額 1,000百万円（新規）】

中小企業等へのCO2削減量に応じた設備等導入補助で、コロナ禍からの経済再生と脱炭素化を同時実現する。

1. 事業目的

コロナ禍を乗り越えて脱炭素化に取り組む中小企業等に対し、CO2削減量に応じた省CO2型設備等の導入を加速することで、企業の新たな設備投資を下支えし電化・燃料転換等も促進しながら、我が国の持続可能で脱炭素な方向の復興（グリーンリカバリー）を促進し、コロナ前のCO2排出量のリバウンド回避をした上での、力強くグリーンな経済社会への移行を実現する。

2. 事業内容

①-1 中小企業等による省CO2型設備等の導入に対して、以下の(A)(B)のうちいずれか低い額の補助を行う（補助上限5,000万円）。

(A) 年間CO2削減量×法定耐用年数×5,000円/tCO2*（円）* 高機能換気導入は7,700円/tCO2

(B) 総事業費の1/2（円）

※CO2削減量は、環境省指定の診断機関によるCO2削減余地の事前診断による導入設備等による施設単位の2019年比のエネルギー起源CO2。中小企業には診断費用の補助を行う。

※補助対象は、環境省が指定する設備等であって、令和5年1月末までに導入完了可能なものに限る。LEDは支援対象とはしないが、他の補助対象設備とセットで導入した場合は、CO2削減量として計上。

※代行申請を可とする。

※事前診断によるCO2削減量を達成できない場合は再エネ電気切替え、外部調達等

①-2 空調等とセットで高機能換気を導入する場合、費用対効果の高い順に補助（2/3）

② 本補助事業の運営に必要な、公正なCO2削減量の担保（各診断機関が実施したCO2削減余地の事前診断結果の検証）等の支援を行う。

3. 事業スキーム

- 事業形態 ①間接補助事業 ②委託事業
- 委託先 民間事業者・団体等
- 実施期間 令和4年度

4. 事業イメージ

【事業の流れ】



【主な補助対象設備】



空調機



給湯器



冷凍冷蔵機器



ボイラ



高機能換気



EMS

お問合せ先： 環境省 地球環境局 地球温暖化対策課 地球温暖化対策事業室 電話：0570-028-341

改修を伴わない場合における既存住宅・建築物の省エネ診断・表示に対する支援を行う。

【事業の要件】 300㎡以上の既存住宅・建築物における省エネ性能の診断・表示

※「省エネ性能の診断」については、エネルギー使用量の実績値の算出ではなく、
設計図書等を基にした、設計一次エネルギー消費量の計算とする。

※「表示」については、建築物省エネ法に基づく第三者認証等とする。

(基準適合認定表示、BELS等)

【補助率】 1/3(特に波及効果の高いものは定額)

■補助対象となる費用

- ①設計一次エネルギー消費量、BEI等の計算に要する費用
- ②基準適合認定表示、BELS等の第三者認証取得に必要な申請手数料
- ③表示のプレート代など

<波及効果の高いものとして想定される取組み※の例>

下記のような取組みを一体的に行う場合

- ・企業の環境行動計画への位置付け
- ・広告チラシやフロアマップに表示を掲載
- ・建物エントランスの目立つ場所にプレートを表示
- ・環境教育の取組みと連携して表示を活用
(エコストアガイドマップの作成と表示、エコストア探検ツアー等)等

★事例の詳細は下記HPに記載

http://www.kkj.or.jp/kizon_se/kizon2020-seinoushindaan_dl.html#saitakujirei

※取組みの波及効果については、専門家等の判断による。

■表示の例 (広告チラシやフロアマップ)

省エネ性能の表示

当店の省エネ性能

工場・事業場における先導的な脱炭素化取組推進事業



【令和3年度要求額 4,800百万円（新規）】



工場・事業場の設備更新、電化・燃料転換、運用改善による脱炭素化に向けた取組を支援します。

1. 事業目的

- ① 業務部門・産業部門における2030年目標や2050年目標の達成に向けて、工場・事業場における先導的な脱炭素化に向けた取組を推進する。
(先導的な脱炭素化に向けた取組: 削減目標設定、削減計画策定、設備更新・燃料転換・運用改善の組み合わせ)
- ② 脱炭素化に向けて更なる排出削減に取り組む事業者の裾野を拡大する。

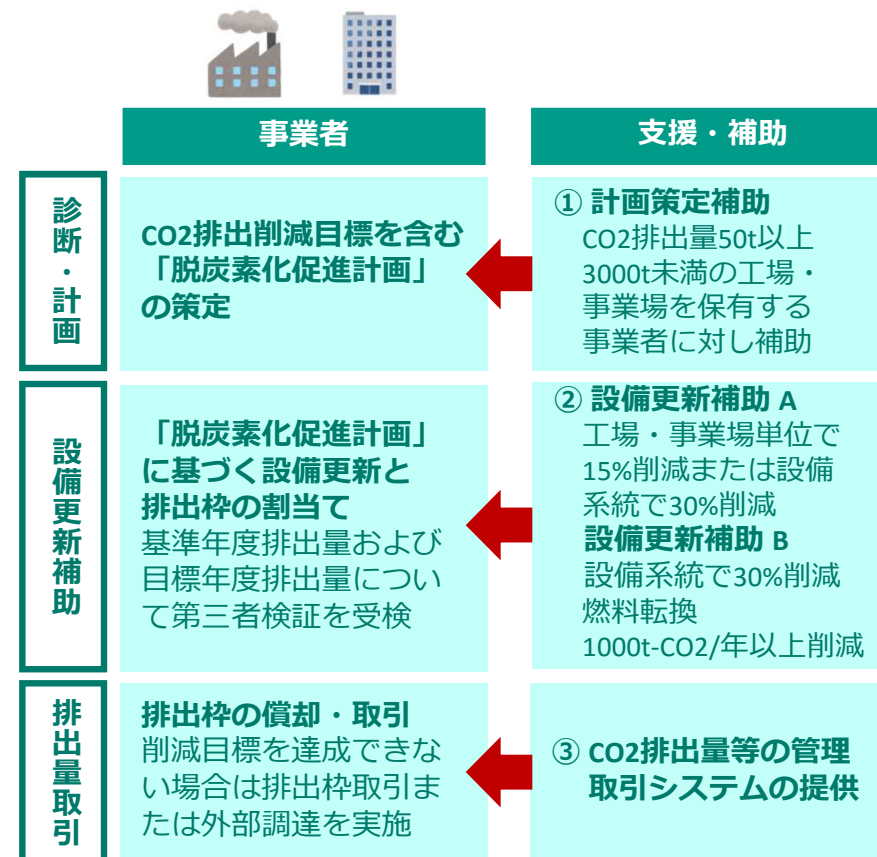
2. 事業内容

- ① **脱炭素化促進計画の策定支援（補助率: 1/2、補助上限 100万円）**
CO2排出量50t以上3000t未満の工場・事業場を保有する事業者に対し、CO2排出量削減余地の診断および「脱炭素化促進計画」の策定を支援
- ② **設備更新に対する補助（補助率: 1/3）**
設備補助 A. 「脱炭素化促進計画」に基づく設備更新の補助（補助上限1億円）
工場・事業場単位で15%削減または主要なシステム系統で30%削減
設備補助 B. i)～iii)を満たす「脱炭素化促進計画」に基づく設備更新の補助（補助上限5億円）
 - i) ガス化または電化等の燃料転換
 - ii) CO2排出量を1,000t-CO2/年以上削減
 - iii) システム系統でCO2排出量を30%削減
- ③ **CO2排出量の算定・取引、事例分析**
参加事業者のCO2排出量等の管理等、実践例の分析・横展開の方策検討

3. 事業スキーム

- | | |
|----------|----------------------------------|
| ■ 事業形態 | ①～②間接補助事業（①補助率1/2、②補助率1/3）、③委託事業 |
| ■ 補助・委託先 | 民間事業者・団体、地方公共団体一般 |
| ■ 実施期間 | 令和3年度～令和7年度 |

4. 事業イメージ



お問合せ先： 環境省地球環境局地球温暖化対策課市場メカニズム室

電話：03-5521-8354 FAX：03-3580-1382

令和2年度補正予算 産業・業務部門における 高効率ヒートポンプ導入促進事業費補助金

高効率ヒートポンプを新設または増設する場合に
設備費・工事費の一部を補助する制度です

審査が終わり次第、
順次交付決定を
行います。

対象となる高効率ヒートポンプ

- | | |
|---------------------|----------------|
| ① 空冷ヒートポンプチラー(温水利用) | ④ 熱風ヒートポンプ |
| ② 循環加温式ヒートポンプ | ⑤ 蒸気発生ヒートポンプ |
| ③ 温水ヒートポンプ(熱回収・水熱源) | ⑥ 業務用ヒートポンプ給湯器 |

※対象設備の型番は、SIホームページ上で公表します。

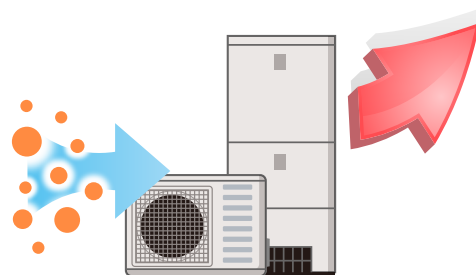
高効率ヒートポンプの“お勧めポイント”

- ▶ ヒートポンプは、投入エネルギーに対して**数倍の熱を発生**する高効率な設備です。
- ▶ **温水、熱風、蒸気など様々な熱供給が可能**です。
- ▶ 既存の熱供給ラインに新設・増設することにより、
排温水や排気、コンプレッサの冷却水などから
未利用の熱を回収して加熱に有効利用できます。

<熱を有効活用できるヒートポンプ>



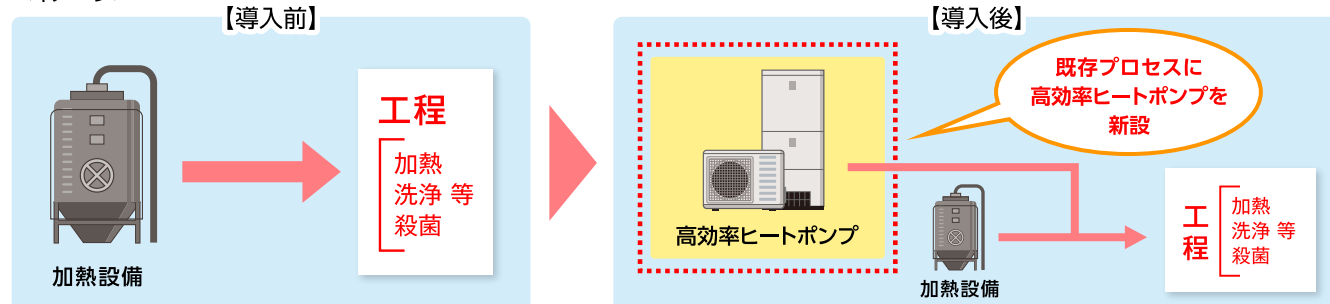
高効率ヒートポンプは、経済産業省が掲げる2030年エネルギーミックスの削減目標である原油換算5,030万klの省エネ目標に含まれている重要な設備です。



補助対象事業の事例

高効率ヒートポンプを新設・増設、または既存の燃焼式加熱設備を更新する。

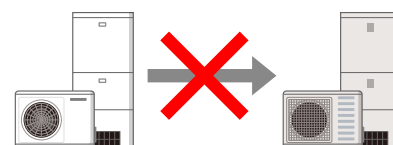
<イメージ>



【注意】次の場合は、補助対象となりません!

- ・既設ヒートポンプを高効率ヒートポンプへ更新する場合
- ・新たな事業場・新たな生産ラインへ高効率ヒートポンプを導入する場合
- ・高効率ヒートポンプを対人空調のみに使用する場合

補助対象外



ヒートポンプから高効率ヒートポンプへの更新

※対象となる事業要件の詳細については公募要領をご確認ください。

補助対象事業者

● 国内で事業活動を営んでいる法人及び個人事業主

但し、大企業は省エネ法の事業者クラス分け評価制度において『Sクラス』に該当する事業者*、または中長期計画書の「ベンチマーク指標の見込み」に記載された2030年度(目標年度)の見込みがベンチマーク目標値を達成する事業者
※原則、公募メ切り時点で「令和2年定期報告書分」として資源エネルギー庁ホームページにて、Sクラスとして公表されていることが確認できる事業者

補助金額

設備費と工事費に係る補助金額を算出し、その合計を事業全体の補助金額とします。

$$\text{設備費の補助金額} = \text{補助対象設備の加熱能力[kW]} \times \text{加熱能力当たりの補助金額[円/kW]}$$

工事費の補助金額 は原則、設備費の補助金額と同額です。

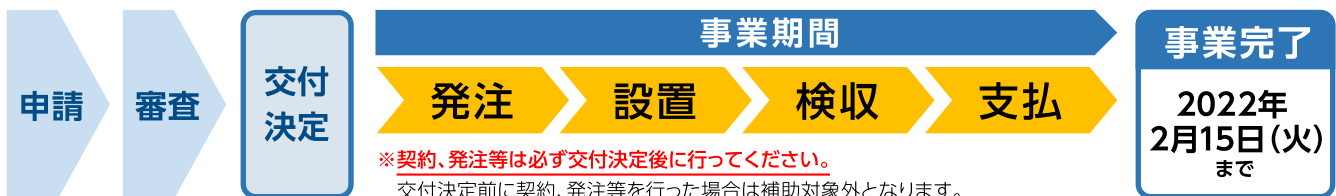
※加熱能力当たりの補助金額と工事費の考え方について、詳しくは公募要領をご確認ください。

補助金額の上限額:1事業あたり **1億円以下** 補助金額の下限額:1事業あたり **25万円以上**

全体スケジュール

▶ 公募説明の動画を配信しています。 詳しくはSIIホームページでご確認ください <https://sii.or.jp/hp02r/>

五次公募	2021年9月3日(金)～同年12月10日(金)17時必着
交付決定	2021年12月下旬迄 (審査が終わり次第、順次交付決定を行います。)
事業期間	交付決定日から2022年2月15日(火)まで



留意事項

- ・当資料は事業の概略を説明するものです。申請にあたっては公募要領等を必ずご確認ください。
- ・補助金申請には、インターネット環境が必要です。補助事業ポータルサイトにアクセスしてIDを取得し、画面の内容に沿って必要事項を入力いただきます。
- ・補助金の交付決定前に契約、発注等がなされた事業は、交付対象とはなりません。
- ・交付申請金額の合計額が予算額を超える場合、審査の結果、不採択となることがあります。
- ・交付決定した事業者名、補助事業の概要等をSIIのホームページ等で公表します。

ご不明な点はお気軽にお問い合わせください

お問い合わせ先(通話料がかかります)

03-5565-3856

受付時間: 10:00～12:00、13:00～17:00 (土日祝を除く)

是非ご利用ください

<https://sii.or.jp/hp02r/>



一般社団法人
sii 環境共創イニシアチブ
Sustainable open Innovation Initiative

企業の思い切った事業再構築を支援

(令和2年度3次補正予算 中小企業等事業再構築促進事業)

対象

新分野展開、業態転換、事業・業種転換、事業再編又はこれらの取組を通じた規模の拡大等、思い切った事業再構築に意欲を有する、以下の要件をすべて満たす中小企業等の挑戦を支援します！

必須申請要件

1. (a) **2020年4月以降の連続する6か月間のうち、任意の3か月の合計売上高**が、コロナ以前（2019年又は2020年1～3月）の同3か月の合計売上高と比較して**10%以上減少**しており、(b) **2020年10月以降の連続する6か月間のうち、任意の3か月の合計売上高**が、コロナ以前の同3か月の合計売上高と比較して**5%以上減少**していること。
※上記を満たさない場合には、次の項目を満たすことでも申請可能。
(a') 2020年4月以降の連続する6か月間のうち、任意の3か月の合計付加価値額が、コロナ以前の同3か月の合計付加価値額と比較して15%以上減少していること。
(b') 2020年10月以降の連続する6か月間のうち、任意の3か月の合計付加価値額が、コロナ以前の同3か月の合計付加価値額と比較して7.5%以上減少していること。
2. **事業計画を認定経営革新等支援機関や金融機関と策定し、一体となって事業再構築に取り組む。**
3. 補助事業終了後3～5年で**付加価値額の年率平均3.0%(一部5.0%)以上増加、従業員一人当たり付加価値額の年率平均3.0%(一部5.0%)以上増加**の達成。

中小企業

通常枠 補助額 **100万円～従業員数に応じて8,000万円**
補助率 **2 / 3 (6,000万円超は 1 / 2)**

卒業枠* 補助額 **6,000万円超～1億円** 補助率 **2 / 3**

*卒業枠：400社限定。事業計画期間内に、①組織再編、②新規設備投資、③グローバル展開のいずれかにより、資本金又は従業員を増やし、中小企業者等から中堅・大企業等へ成長する事業者向けの特別枠。

※中小企業の範囲は、中小企業基本法と同様。

中堅企業

通常枠 補助額 **100万円～従業員数に応じて8,000万円**
補助率 **1 / 2 (4,000万円超は 1 / 3)**

グローバルV字回復枠** 補助額 **8,000万円超～1億円** 補助率 **1 / 2**

**グローバルV字回復枠：100社限定。大きな成長を目指す中堅企業向けの特別枠。

緊急事態宣言特別枠

必須要件 1.～3.を満たし、かつ緊急事態宣言に伴う飲食店の時短営業や不要不急の外出・移動の自粛等により影響を受けたことにより、**令和3年1～9月のいずれかの月の売上高が対前年または前々年の同月比で30%以上減少**していること（※）。

（※）売上高の減少に代えて、付加価値額の45%の減少でも可。

補助額 従業員数 **5人以下** : 100万円～500万円
従業員数 **6～20人** : 100万円～1,000万円
従業員数 **21人以上** : 100万円～1,500万円

補助率 中小企業 3 / 4
中堅企業 2 / 3

最低賃金枠

必須要件 1.～3.を満たし、かつ2020年10月から2021年6月までの間で、3月以上**最低賃金+30円以内で雇用**している従業員が全従業員の10%以上いること及び**2020年4月以降のいずれかの月の売上高が対前年又は前々年の同月比で30%以上減少**していること（※）。

（※）売上高の減少に代えて、付加価値額の45%の減少でも可。

補助額 従業員数 **5人以下** : 100万円～500万円
従業員数 **6～20人** : 100万円～1,000万円
従業員数 **21人以上** : 100万円～1,500万円

補助率 中小企業 3 / 4
中堅企業 2 / 3

大規模賃金引上げ枠

必須要件 1.～3.を満たし、かつ補助事業実施期間の終了時点を含む事業年度から3～5年の事業計画期間終了までの間、**事業場内最低賃金を年額45円以上**の水準で引き上げること及び補助事業実施期間の終了時点を含む事業年度から3～5年の事業計画期間終了までの間、**従業員数を年率平均1.5%以上**（初年度は1.0%以上）増員させること。

補助額 従業員数 **101人以上** : 8,000万円～1億円

補助率 中小企業 2 / 3
（6,000万円超は1/2）
中堅企業 1 / 2
（4,000万円超は1/3）

中小企業等事業再構築促進事業の活用イメージ

飲食業

喫茶店経営

➡飲食スペースを縮小し、新たに**コーヒー豆や焼き菓子のテイクアウト販売**を実施。

小売業

衣服販売業

➡衣料品の**ネット販売やサブスクリプション形式のサービス事業**に業態を転換。

製造業

航空機部品製造

➡**ロボット関連部品・医療機器部品製造の事業**を新規に立上げ。

補助対象経費の例

建物費（建物の建築・改修等）、機械装置・システム構築費、技術導入費（知的財産権導入に要する経費）、外注費（加工、設計等）、広告宣伝費・販売促進費（広告作成、媒体掲載、展示会出展等）、研修費（教育訓練費等）等

【注】補助対象企業の従業員の人件費、従業員の旅費、不動産、汎用品の購入費は補助対象外です。

- 10月28日、第4回公募を開始しました（申請受付は11月中旬開始予定）。締切りは12月21日です。
- 申請後、審査委員が審査の上、予算の範囲内で採択します。公募要領に記載されている審査項目や注意事項を確認の上、事業計画を策定してください。

※ 詳細は事業再構築補助金事務局ホームページをご確認ください。

<https://jigyousaikaou-chiku.go.jp/>

お問い合わせ

事業再構築補助金事務局コールセンター【9:00～18:00（日祝日を除く）】
<ナビダイヤル> 0570-012-088 <IP電話用> 03-4216-4080

※ **gBizIDプライム**の発行には、**数週間程度時間を要します**。本補助金の申請をお考えの方は**余裕をもったID取得の申請**をお勧めします。なお、申請×切りまでに取得が間に合わない方は「暫定ID」での申請も可能です（詳細は事務局HPもしくは公募要領をご覧ください）。

➡ <https://www.jgrants-portal.go.jp/>

※ 認定経営革新等支援機関をお探しの際は、検索システムをご活用ください。

➡ https://ninteishien.force.com/NSK_CertificationArea



事業再構築補助金事務局HP

コロナの影響で 売上が減少している皆様へ

事業復活支援金

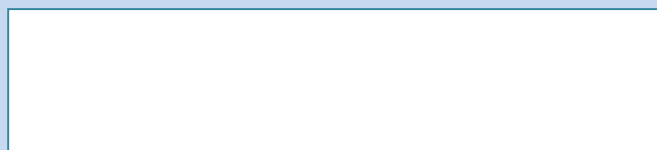
- ✓ 法人は上限最大250万円を給付
- ✓ 個人事業主は上限最大50万円を給付

- * 2022年3月までの見通しを立てられるよう、コロナ禍で大きな影響を受ける事業者、地域・業種問わず、固定費負担の支援として、5か月分の売上高減少額を基準に算定した額を一括給付します。
- * 上限額は、売上高に応じて三段階。売上高30%～50%の減少の上限額は売上高50%以上減少の上限額の6割となります。

- * 対象者 : 新型コロナの影響で、2021年11月～2022年3月のいずれかの月の売上高が50%以上または30%～50%減少した事業者（中堅・中小・小規模事業者、フリーランスを含む個人事業主）
- * 開始時期 : 補正予算成立後、所要の準備を経て申請受付開始予定
- * 給付額 : 5ヶ月分（11月～3月）の売上高減少額を基準に算定
- * 上限額

売上高減少率	個人	法人		
		年間売上高 1億円以下	年間売上高 1億円超～5億円	年間売上高 5億円超
▲50%以上	50万円	100万円	150万円	250万円
▲30%～50%	30万円	60万円	90万円	150万円

お問い合わせ先：現在準備中



資金繰りに お悩みの皆様へ

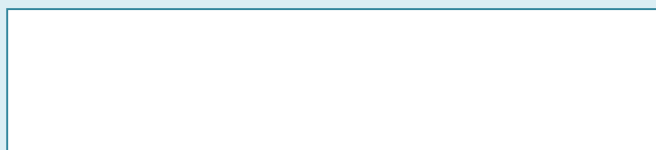
資金繰り支援のご案内

資金繰り支援

- ✓ 政府系金融機関の
実質無利子・無担保融資
を年度末まで実施
- ✓ 資本金劣後ローン
を来年度も実施
- ✓ 伴走支援型特別保証の上限引上げ
のうえ、来年度も実施

の御案内です

詳しくは裏面



資金繰り支援

- * 政府系金融機関による実質無利子・無担保融資の申込期限を年度末まで延長します。
- * 資産査定上「資本」とみなせるため、民間金融機関の支援が受けやすくなる日本政策金融公庫による資本金劣後ローンを来年度も実施します。
- * 金融機関の伴走を条件に保証料が引き下がる伴走支援型特別保証を、利用上限額を引き上げたうえで、来年度も実施します。

○政府系金融機関による実質無利子・無担保融資

- * 対象者 : 新型コロナの影響で、売上が減少した中小企業
(小規模個人▲5%/小規模法人▲15%/その他▲20%)
- * 開始時期 : 受付中 (期間を今年度末まで延長)
- * 無利子上限 : 日本政策金融公庫 (中小) 3億円、(国民) 6,000万円
商工組合中央金庫3億円
- * 無利子期間 : 当初3年間
- * 貸付期間 : 運転資金15年以内、設備資金20年以内
- * 据置期間 : 最大で5年

○日本政策金融公庫による資本金劣後ローン

- * 対象者 : 新型コロナの影響により、キャッシュフローが不足する企業や
一時的に財務状況が悪化したため企業再建等に取り組む企業
- * 開始時期 : 受付中 (来年度も実施)
- * 融資上限 : 日本政策金融公庫 (中小) 10億円、(国民) 7,200万
- * 貸付期間 : 5年1か月、7年、10年、15年、20年
※元本については、期限一括償還

○伴走支援型特別保証

- * 対象者 : 新型コロナの影響を受け、売上が15%以上減少した中小企業で、
金融機関の継続的な伴走支援を受けながら経営改善に取り組む者。
- * 開始時期 : 受付中 (来年度も実施)
- * 融資上限 : 6,000万円 (現在は4,000万円。引上げ準備中。)
- * 保証料 : 原則0.2%
- * 保証期間 : 最大で10年
- * 据置期間 : 最大で5年

お問い合わせ先

中小企業庁 事業環境部 金融課 (03-3501-2876)

生産性向上に 取り組む皆様へ

生産性革命推進事業のご案内

ものづくり補助金

- ✓ 最大2,000万円の設備投資補助

持続化補助金

- ✓ 最大200万円の販路開拓等補助

I T 導入補助金

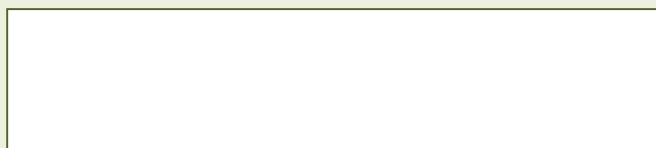
- ✓ 最大350万円のITツール導入補助
(別途PC等の購入も支援)

事業承継・引継ぎ補助金

- ✓ 事業承継・引継ぎに係る取組を
最大600万円補助

の御案内です

詳しくは裏面



ものづくり補助金

- * 赤字など業況が厳しい中でも、賃上げ等に取り組む中小企業向けに特別枠を創設し、優先採択や補助率引上げを行います（最大1,250万円、補助率2/3）。
- * グリーン・デジタル分野への取組に対する特別枠を創設し、補助率や上限額を引き上げます（（グリーン枠）最大2,000万円・（デジタル枠）最大1,250万円、補助率2/3）。

- * 補助対象：革新的製品・サービスの開発又は生産プロセス等の改善に必要な設備投資等
- * 補助上限額と補助率：

申請類型	補助上限額（※1）	補助率
通常枠	750万円、1,000万円、1,250万円	1/2（※2）
回復型賃上げ・雇用拡大枠		2/3
デジタル枠		
グリーン枠	1,000万円、1,500万円、2,000万円	

（※1）従業員規模により異なる（※2）小規模事業者・再生事業者は2/3

持続化補助金

- * 赤字など業況が厳しい中でも、賃上げ等に取り組む事業者や、事業規模の拡大に取り組む事業者向けに特別枠を創設し、補助率や上限額を引き上げます。（（成長・分配強化枠）最大200万円、補助率原則2/3（赤字事業者の場合には3/4））
- * 後継ぎ候補者が実施する新たな取組や創業を支援する特別枠、インボイス発行事業者に転換する場合の環境変化への対応を支援する特別枠を創設し、上限額を引き上げます。（（新陳代謝枠）最大200万円・（インボイス枠）最大100万円、補助率2/3）

- * 補助対象：小規模事業者が経営計画を作成して取り組む販路開拓等

- * 補助上限額と補助率

申請類型	補助上限額	補助率
通常枠	50万円	2/3 （成長・分配強化枠の一部の類型において、赤字事業者は3/4）
成長・分配強化枠 （賃上げや事業規模の拡大）	200万円	
新陳代謝枠 （創業や後継ぎ候補者の新たな取組）	200万円	
インボイス枠 （インボイス発行事業者への転換）	100万円	

IT導入補助金

- * インボイス制度への対応も見据えたITツールの導入補助に加え、PC等のハード購入補助等を行います。

- * 補助対象：ITツール※、PC、タブレット、レジ等
※会計ソフト、受発注システム、決済ソフト等

- * 補助上限額と補助率：

ITツール ～50万円（補助率3/4）
 50～350万円（補助率2/3）
PC、タブレット等 10万円（補助率1/2）
レジ等 20万円（補助率1/2）

事業承継・引継ぎ補助金

- * 事業承継・引継ぎに係る取組を、年間を通じて機動的かつ柔軟に支援します。

- * 補助対象：

- ・事業承継・引継ぎ後の新たな取組に関する設備投資等
- ・事業引継ぎ時の専門家活用費用等
- ・事業承継・引継ぎに関する廃業費用等

- * 補助上限額と補助率：

（補助上限額）150万円～600万円
（補助率） 1/2～2/3

- * 開始時期：令和4年以降（補正予算成立後、詳細を調整）

お問い合わせ先

- ものづくり補助金：中小企業庁 経営支援部 技術・経営革新課（03-3501-1816）
- 持続化補助金 ：中小企業庁 経営支援部 小規模企業振興課（03-3501-2036）
- IT導入補助金 ：中小企業庁 経営支援部 経営支援課（03-3501-1763）
- 事業承継・引継ぎ補助金：中小企業庁 事業環境部 財務課（03-3501-5803）

事業の再構築に 取り組む皆様へ

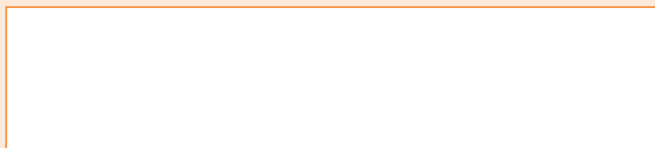
事業再構築支援のご案内

事業再構築補助金

- ✓ 業況が厳しい事業者や事業再生に取り組む事業者向けの特別枠を創設します
- ✓ グリーン分野での取組を重点的に支援する特別枠を創設します

の御案内です

詳しくは裏面



事業再構築補助金

- * 売上高減少要件を一部緩和するなど使い勝手を向上させます。
- * 業況が厳しい事業者や事業再生に取り組む事業者に対する特別枠を創設します（最低賃金枠等も継続）。
（最大1,500万円/補助率3/4（中小））
- * グリーン分野への取組に対する特別枠を創設します。
（売上高減少要件撤廃、最大1億円/補助率1/2（中小））

* 対象要件：①2020年4月以降の連続する6か月間のうち、任意の3か月の合計売上高が、コロナ以前と比較して10%以上減少していること

（※）以下の要件は撤廃

「2020年10月以降の連続する6か月間のうち、任意の3か月の合計売上高がコロナ以前と比較して5%以上減少していること」

（※）複数事業者が連携する場合は売上高減少分の合算が可能

②事業再構築指針に沿った事業計画を認定経営革新等支援機関と策定すること 等

* 開始時期：令和4年以降（補正予算成立後、詳細を調整）

* 対象経費：建物費（※）、機械装置・システム構築費、技術導入費、専門家経費、運搬費、クラウドサービス利用費、外注費、知的財産権等関連経費、広告宣伝・販売促進費、研修費
（一部の経費については上限等の制限あり）

（※）移転に伴う一時的な貸工場等の賃借料についても建物費の一部として認める。

* 補助上限額・補助率

申請類型	補助上限額（※1）	補助率
最低賃金枠 （最低賃金引上げの影響を受け、その原資の確保が困難な特に業況の厳しい事業者に対する支援）	500万円、1,000万円、1,500万円（※2）	中小3/4 中堅2/3
回復・再生応援枠 （引き続き業況が厳しい事業者や事業再生に取り組む事業者に対する支援）		
通常枠	2,000万円、4,000万円、6,000万円、8,000万円（※2）	中小2/3 中堅1/2 （※3）
大規模賃金引上げ枠 （多くの従業員を雇用しながら、継続的な賃金引上げに取り組むとともに、従業員を増やして生産性を向上させる事業者に対する支援）	1億円	
グリーン成長枠 （研究開発・技術開発又は人材育成を行いながら、グリーン成長戦略「実行計画」14分野の課題の解決に資する取組を行う事業者に対する支援）	中小1億円、中堅1.5億円	中小1/2 中堅1/3

（※1）補助下限額は100万円

（※2）従業員規模により異なる

（※3）6,000万円超は1/2（中小）、4,000万円超は1/3（中堅）

お問い合わせ先

中小企業庁 経営支援部 技術・経営革新課（03-3501-1816）

販路開拓を目指す小規模事業者等の皆様へ

ECサイトを開設したい
ブランド力を高めたい
商品を宣伝したい

✓ 持続化補助金

<一般型>

小規模事業者等が経営計画を策定して取り組む販路開拓等の取組を支援

補助額：上限50万円※共同申請可能

補助率：2／3

補助対象：店舗改装、チラシ作成、広告掲載など

※第7回公募より賃金引上げ枠を創設。従業員の賃金引上げに積極的
に取り組む事業者を優先採択します。

<低感染リスク型ビジネス枠>

小規模事業者等がポストコロナ社会に対応したビジネスモデルの転換に資する取組
や感染防止対策費（消毒液購入費、換気設備導入費等）の一部を支援

補助額：上限100万円

補助率：3／4

補助対象：対人接触機会の減少を目的としたテイクアウ
ト・デリバリーサービス導入、ECサイト構築など

※感染防止対策費は補助金総額の1/4を上限に支援（特別措置裏面参照）
詳細は、裏面をご覧ください

令和元年度補正予算、令和2年度第3次補正予算で中小機構に措置

持続化補助金活用イメージ

成果

採択事業者の**97.5%**が**客数増加**、**96.0%**が**売上増加**を実感！

※平成26年度補正予算事業採択事業者へのアンケート結果により集計

活用例

事例①（一般型）

宿泊・飲食事業等を行う旅館が、補助金を活用し、外国語版Webサイトや営業ツールを作成。また、ピクトグラムの活用やムスリム対応情報を発信した結果、**問合せ件数が倍増、海外客の団体旅行予約も2割程度増加**。

事例②（低感染リスク型ビジネス枠）

ポストコロナ社会を見据えた対人接触機会の減少に資するビジネスモデルへの転換のため、飲食店が大部屋を個室にするための間仕切り設置を行うとともに、オンライン予約制とするためのシステムを導入。

緊急事態措置に伴う特別措置（低感染リスク型ビジネス枠のみ）

2021年1月以降に発令された緊急事態措置の影響を受け、その影響の原因となった緊急事態措置が実施された月のうち、いずれかの月の月間事業収入が2019年又は2020年の同月と比較して30%以上減少した場合。

①補助金総額に占める感染防止対策費の上限を1/4(最大25万円)から、**1/2(最大50万円)へ引き上げます**。

②審査時における加点措置を講ずることにより**優先採択**。

※詳細は公募要領をご覧ください

今後のスケジュール

<一般型>

応募締切：2022年2月4日(金)(7次締切)

当日消印有効

※第8回受付締切以降(2022年度以降)については、今後改めてご案内します。

一般型事務局HP

商工会地域HP



商工会議所地域HP



お問い合わせ先は所在地によって異なるため、上記の商工会地域HPをご参照ください。

03-6747-4602

jGrantsによる電子申請／書類郵送で受付

<低感染リスク型ビジネス枠>

応募締切：2021年11月10日(水)(4次締切)

：2022年1月12日(水)(5次締切)

：2022年3月9日(水)(6次締切)

低感染リスク型ビジネス枠事務局HP等

補助金事務局HP



03-6731-9325

jGrants (ID取得)



jGrantsによる電子申請のみの受付

※申請に必要な**GビズIDプライムアカウントの発行には数週間がかかります**ので、申請をお考えの方は、**先にアカウントを発行すること**をお勧めします。

販路開拓を目指す小規模事業者等の皆様へ

ECサイトを開設したい
ブランド力を高めたい
商品を宣伝したい

✓ 持続化補助金

<一般型>

小規模事業者等が経営計画を策定して取り組む販路開拓等の取組を支援

補助額：上限50万円※共同申請可能

補助率：2／3

補助対象：店舗改装、チラシ作成、広告掲載など

※第7回公募より賃金引上げ枠を創設。従業員の賃金引上げに積極的
に取り組む事業者を優先採択します。

<低感染リスク型ビジネス枠>

小規模事業者等がポストコロナ社会に対応したビジネスモデルの転換に資する取組
や感染防止対策費（消毒液購入費、換気設備導入費等）の一部を支援

補助額：上限100万円

補助率：3／4

補助対象：対人接触機会の減少を目的としたテイクアウ
ト・デリバリーサービス導入、ECサイト構築など

※感染防止対策費は補助金総額の1/4を上限に支援（特別措置裏面参照）
詳細は、裏面をご覧ください

令和元年度補正予算、令和2年度第3次補正予算で中小機構に措置

持続化補助金活用イメージ

成果

採択事業者の**97.5%**が**客数増加**、**96.0%**が**売上増加**を実感！

※平成26年度補正予算事業採択事業者へのアンケート結果により集計

活用例

事例①（一般型）

宿泊・飲食事業等を行う旅館が、補助金を活用し、外国語版Webサイトや営業ツールを作成。また、ピクトグラムの活用やムスリム対応情報を発信した結果、**問合せ件数が倍増、海外客の団体旅行予約も2割程度増加**。

事例②（低感染リスク型ビジネス枠）

ポストコロナ社会を見据えた対人接触機会の減少に資するビジネスモデルへの転換のため、飲食店が大部屋を個室にするための間仕切り設置を行うとともに、オンライン予約制とするためのシステムを導入。

特別措置

緊急事態措置に伴う特別措置（低感染リスク型ビジネス枠のみ）

2021年1月以降に発令された緊急事態措置の影響を受け、その影響の原因となった緊急事態措置が実施された月のうち、いずれかの月の月間事業収入が2019年又は2020年の同月と比較して30%以上減少した場合。

①補助金総額に占める感染防止対策費の上限を1/4(最大25万円)から、**1/2(最大50万円)へ引き上げます**。

②審査時における加点措置を講ずることにより**優先採択**。

※詳細は公募要領をご覧ください

今後のスケジュール

＜一般型＞

応募締切：2022年2月4日(金)(7次締切)

当日消印有効

※第8回受付締切以降(2022年度以降)については、今後改めてご案内します。

一般型事務局HP

商工会地域HP



商工会議所地域HP



お問い合わせ先は所在地によって異なるため、上記の商工会地域HPをご参照ください。

03-6747-4602

jGrantsによる電子申請／書類郵送で受付

＜低感染リスク型ビジネス枠＞

応募締切：2021年11月10日(水)(4次締切)

：2022年1月12日(水)(5次締切)

：2022年3月9日(水)(6次締切)

低感染リスク型ビジネス枠事務局HP等

補助金事務局HP



03-6731-9325

jGrants (ID取得)



jGrantsによる電子申請のみの受付

※申請に必要な**GビズIDプライムアカウントの発行には数週間がかかります**ので、申請をお考えの方は、**先にアカウントを発行すること**をお勧めします。

先進的省エネルギー投資促進支援事業費補助金

令和4年度概算要求額 350.0億円（325.0億円）

資源エネルギー庁
省エネルギー・新エネルギー部
省エネルギー課

事業の内容

事業目的・概要

- 工場・事業場において実施されるエネルギー消費効率の高い設備への更新等を以下の取組を通じて支援します。なお、当該支援に必要な一部業務のサポート事業を実施します。

(A)先進事業：高い技術力や省エネ性能を有しており、今後、導入ポテンシャルの拡大等が見込める先進的な省エネ設備等の導入を行う省エネ投資について、重点的に支援を行います。

(B)オーダーメイド型事業：個別設計が必要な特注設備等の導入を含む設備更新やプロセス改修等を行う省エネ取組に対して支援を行います。

(C)指定設備導入事業：省エネ性能の高い特定のユーティリティ設備、生産設備等への更新を支援します。

(D)エネマネ事業：エネマネ事業者等と共同で作成した計画に基づくEMS制御や高効率設備の導入、運用改善を行うより効率的・効果的な省エネ取組について支援を行います。

成果目標

- 令和3年から令和12年までの10年間の事業であり、令和12年度までに本事業含む省エネ設備投資の更なる促進により、原油換算で1,846万klの削減に寄与します。

条件（対象者、対象行為、補助率等）

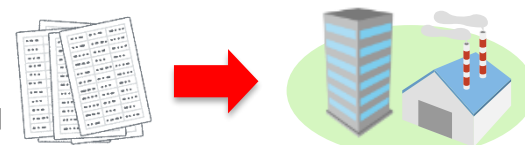


事業イメージ

(A)先進事業

「I. 省エネ技術の先進性」、「II. 省エネ効果」、「III. 導入ポテンシャル」の観点から事前審査・登録された「先進設備・システム」の導入を重点的に支援する。

【先進設備・システム登録リスト】



(B)オーダーメイド型事業

既存設備を機械設計が伴う設備又は事業者の使用目的や用途に合わせて設計・製造する設備の更新を行う省エネ取組を支援。



(C)指定設備導入事業

従来設備と比較して優れた省エネ設備への更新を支援。



対象設備（例）



(D)エネマネ事業

エネマネ事業者等（※）の活用による効率的・効果的な省エネ取組を支援。



※エネルギー管理支援サービスを通じて工場・事業場等の省エネを支援する者。

中小企業等におけるPCB使用照明器具のLED化によるCO2削減推進事業

- 目的：中小企業等を対象に、PCB使用照明器具のLED照明器具への交換等を支援することにより、PCB早期処理を促進するとともに、二酸化炭素の排出の抑制を図る。
- 対象事業の要件：
 - (1) PCB使用照明器具の調査事業：昭和52年3月以前に建築・改修された建物の調査
 - (2) PCB使用照明器具のLED照明への交換事業：使用中のPCB使用照明器具のLED照明器具への交換
(交換にあたってはリースによる導入も補助対象とする。)※いずれも、PCB使用照明器具の早期処理が確実であること。
- 補助金の交付額：
 - (1) PCB使用照明器具の調査費用の10分の1(上限50万円)
 - (2) 工事費、設備費、事務費、その他必要な経費で承認した経費の3分の1
- 補助対象：
 - ・中小企業者
 - ・中小企業規模相当の法人や地方公共団体
 - ・個人事業主又は個人
 - ・その他環境大臣の承認を経て協会が認める者
 - ・リース方式により照明器具を導入するリース会社
- 事業実施期間：**令和2年度**(※北海道・東京事業地域は令和2年度～令和4年度)
- 本年度の公募期間：令和2年5月7日(木)～**令和3年1月29日(金) 15時まで**

